

工事請負契約における調査基準、失格基準等の制度を 改正します（お知らせ）

ダンピング対策のため、本市発注の工事請負契約の入札における調査基準及び失格基準等の制度を下記のとおり改正します。

記

1. 対象となる契約

予定価格（税込）が5百万円以上の工事請負契約

2. 主な改正内容

調査基準価格、失格基準価格等の計算方式を変更します（詳細は①～③をご覧ください）

- (1) 「純工事費」を「直接工事費」、「共通仮設費」に細分化
- (2) 各工事費構成費目の係数を変更
- (3) 最低制限価格、総額判断基準価格、調査基準価格の算出において、予定価格に対する上限・下限範囲を設定

① 最低制限価格（予定価格(税込)：5百万円以上1千万円未満）

【現行】 純工事費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×75%



【改正後】 直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%
(予定価格(税抜)の75%～92%の範囲内)

② 総額判断基準価格、失格基準価格（予定価格(税込)：1千万円以上5億円未満）

【現行】

ア. 総額判断基準価格

純工事費×95%+現場管理費×95%+一般管理費等×75%

イ. 失格基準価格

純工事費×90%、現場管理費×90%、一般管理費等×75%（いずれか）



【改正後】

ア. 総額判断基準価格

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×65%
(予定価格(税抜)の75%～92%の範囲内)

イ. 失格基準価格

直接工事費×95%、共通仮設費×90%、現場管理費×90%、一般管理費等×60%
(いずれか)

③ 調査基準価格、失格基準価格、特別重点調査適用基準額

(予定価格(税込) : 5 億円以上)

※ 特別重点調査適用基準額は、予定価格(税込)が特例政令適用基準額以上の案件において適用

【現行】

ア. 調査基準価格

$\text{純工事費} \times 95\% + \text{現場管理費} \times 75\% + \text{一般管理費等} \times 55\%$

イ. 失格基準価格・特別重点調査適用基準額

$\text{純工事費} \times 90\%$ 、 $\text{現場管理費} \times 70\%$ 、 $\text{一般管理費等} \times 50\%$ (いずれか)



【改正後】

ア. 調査基準価格

$\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%$

(予定価格(税抜)の 75%~92%の範囲内)

イ. 失格基準価格、特別重点調査適用基準額

$\text{直接工事費} \times 90\%$ 、 $\text{共通仮設費} \times 90\%$ 、 $\text{現場管理費} \times 85\%$ 、 $\text{一般管理費等} \times 50\%$

(いずれか)

3. 実施時期

令和 2 年 4 月 1 日以後に入札公告又は指名通知を行う契約から実施します。

【お問合せ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125